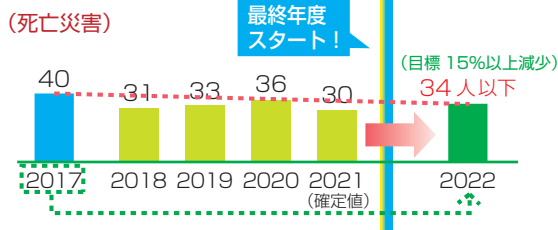


第13次労働災害防止計画（2018～2022）の目標達成に向け、死亡災害の「類型ごとの原因と対策」を日常作業に反映させましょう

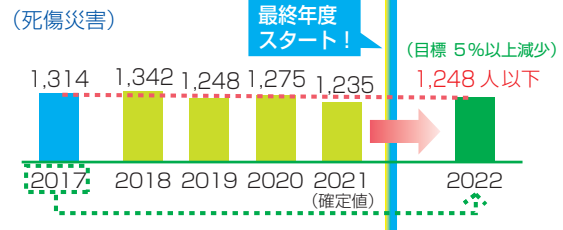
林業

【5カ年計画の目標の達成状況】

死亡災害は目標値をほぼ下回る状況で推移



死傷災害は増減を繰り返すものの目標値に向けた減少傾向



1 林業の計画期間中の死亡災害の特徴 (2018年～2021年：129人)

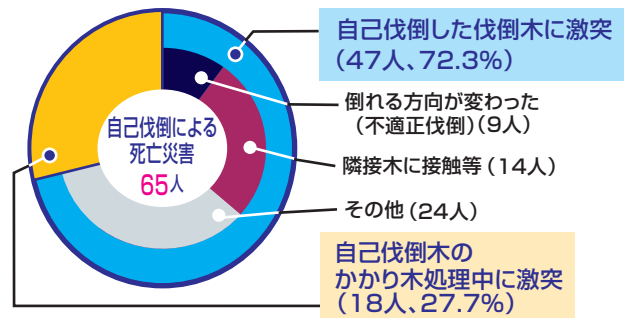
- ① チェーンソーによる伐木作業 74人 / 130人 (56.9%)
- ② 自己伐倒 65人 / 74人 (87.8%)
- 他人伐倒他 9人 / 74人 (12.2%)
- ③ 車両系木材伐出機械による作業 23人 / 130人 (17.7%)

- ・ ①チェーンソーによる伐木作業が林業全体の6割
- ・ ②自己伐倒が①の9割
- ・ ①と③で林業全体の4分の3

①の中で、特に②自己伐倒
③車両系木材伐出機械 } による労働災害の
防止対策が重要

2 自己伐倒（チェーンソーによる伐木）による死亡災害

(1) 死亡災害の主要な類型



(2) 類型ごとの原因と対策

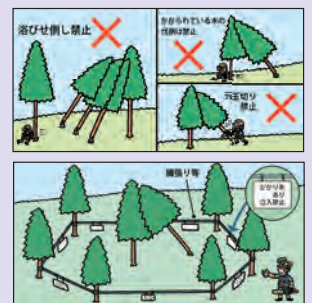
類型1 自己伐倒した伐倒木に激突：① 不適正伐倒 ② つる絡み等

- ①の原因 ◆ 適切な受け口、追い口、切り残しを作らないで伐倒するなど、伐倒方法の基本を逸脱
- ①の対策 ◇ 伐倒方法の基本を守る。特に、受け口の水平切りと斜め切りを一致させ、追い口は水平に切り、切り残しの高さと同幅を確保
- ②の原因 ◆ 伐倒作業前につる絡み等の上方や周囲の状況の確認が不足
- ②の対策 ◇ 伐倒に際しては、上方(つる絡み、枝絡み、落下しそうな枯れ枝等)や隣接木等の周囲の状況を手細に観察し、伐倒方向の選択、必要な処理を行う



類型2 自己伐倒木がかかり木となり、処理中に激突：① 禁止事項 ② 不適正処理

- ①の原因 ◆ かかっている木の浴びせ倒し、元玉切りなどの禁止されている方法により処理
- ①の対策 ◇ かかり木の処理に係る禁止事項を遵守
◇ かかり木の胸高直径等に応じた処理
- ②の原因 ◆ かかり木を放置したこと、かかり木が外れ危険が生じる箇所に立ち入った
- ②の対策 ◇ かかり木の速やかな処理、一時的に離れる場合の立入禁止の表示



3 他人伐倒（チェーンソーによる伐木）による死亡災害

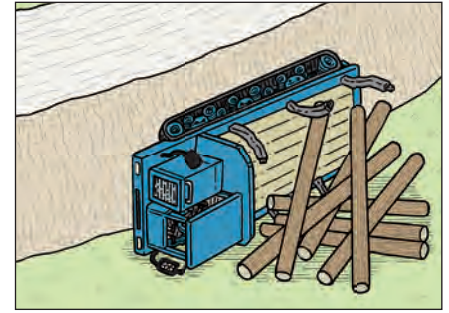
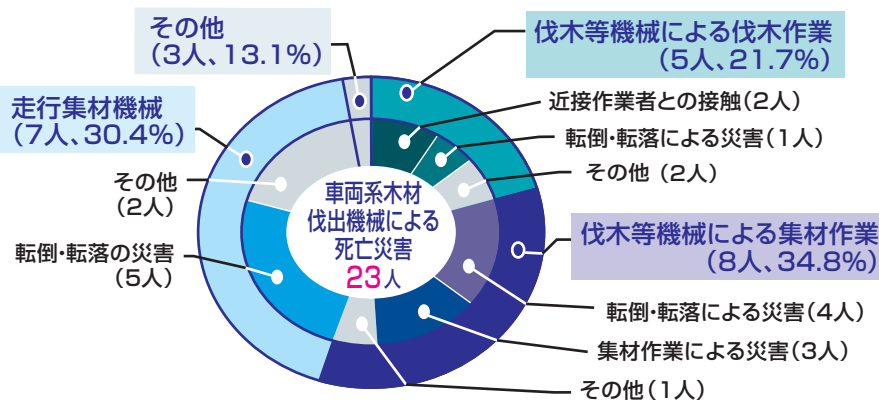
類型3 他人伐倒の伐倒木に激突

- ◇ 対策として立入禁止区域に他の作業者がいないことを確認する、伐倒の合図と退避の確認をする等



4 車両系木材伐出機械による死亡災害

(1) 死亡災害の主要な類型

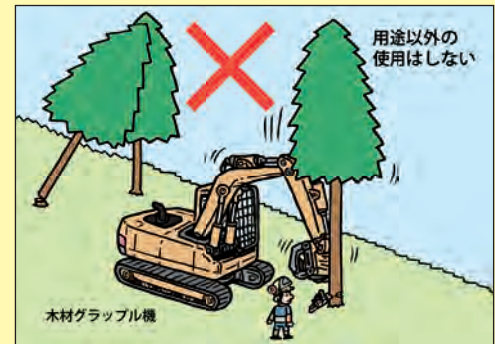


(2) 類型ごとの原因と対策

類型4 伐木等機械による伐木作業中の災害

原因 ◆ 立入禁止区域内に伐倒中ガイドバーが挟まり、木材グラップル機のアームで伐倒方向へ押したところ、根元部分が被災者に激突したもので、主な原因は木材グラップル機の主たる用途以外の使用であったこと、立入禁止区域に立ち入ったこと

対策 ◆ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外に使用をしない
◆ 車両系木材伐出機械を使用する場合に立入禁止区域に他の労働者を立ち入らせない



類型5 伐木等機械による集材作業中の災害：上下作業

原因 ◆ ハーベスタによる集材作業で原木を掴み直そうとして原木が下方へ転落し下方で作業中の被災者に激突したもので、主たる原因は上下作業となっていたこと

対策 ◆ 傾斜地での集材作業では、上下作業が生じないように作業計画や作業手順を作成する
◆ 合図や退避の徹底を図る



類型6 走行集材機械による集材作業中の災害：作業道の作設

原因 ◆ フォワーダで原木を積載し鋭角なカーブをスイッチバックして後進中に転落したもの、緩いカーブを脱輪し斜面を転落したもので、主な原因は作業道の幅員、勾配、曲線の拡幅等の問題、シートベルトの未装着

対策 ◆ 作業道の幅員の確保(接地幅の1.2倍以上)、制限勾配の設定(25%(14度)以内)、曲線カーブの外側の拡幅、車回しの設置等の設計上の対策を講じる
◆ シートベルトを必ず装着する

